

訪問介護及び第1号訪問事業
訪問介護ステーション そらまめ 運営規程

(事業の目的)

第1条 本規程は、医療法人 康成会が開設する訪問介護ステーション そらまめ 訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定第1号訪問事業（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 指定訪問介護等は、利用者の要介護状態及び要支援状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定訪問介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 訪問介護ステーション そらまめ
(2) 事業所所在地 三重県名張市希中央5番町35番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 3名
サービス提供責任者は、指定訪問介護等の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等、訪問介護計画及び第1号訪問事業計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士 14名
2級課程修了者等 2名
訪問介護員等は、訪問介護計画及び第1号訪問事業計画に基づき、指定訪問介護等の提供を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休(み・かさ名張入居利用者)
営業日 月曜日から土曜日(上記、以外の利用者) ※年末年始(12/30～1/3)除く
- (2) 営業時間 24時間(み・かさ名張入居利用者)
営業時間 平日：8時30分～17時30分(上記、以外の利用者)
土曜：8時30分から13時(上記、以外の利用者)
(※電話等により、24時間対応が可能な体制とする。)

(指定訪問介護等の内容)

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、居宅サービス計画に基づいてサービスを提供する。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 相談・助言

(指定訪問介護等の利用料等)

第7条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、法定通りの割合の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護等に要した交通費については、利用者からその実費の支払を受ける。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり30円

- 3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、三重県名張市を区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

- 2 前項の措置を講じた場合には、速やかに管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第10条 指定訪問介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 火災や地震、風水害、土砂災害を含めた非常災害に対し、その予防及び災害発生時における

人命の安全並びに被害を最小限に食い止めるため、次のことを実施する。

- (1) 災害に際して消防法に規定する消防計画等を立て計画に沿って定期的に避難訓練を実施する。
- (2) 災害予防のための建物、火気使用設備器具及び消防用設備等の点検する。
- (3) 避難経路図の作成や各職員の任務及び責任分担を周知徹底させる。

(業務継続計画:BCP の策定)

第12条

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画(BCP)に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業者は従業者に対し業務継続計画について説明、周知するとともに非常災害時を想定した必要な訓練や研修を業務継続計画に沿って定期的実施する。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を適宜行うこととする。

(感染症対策)

第13条 事業所は事業所において感染症が発生した場合、蔓延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待防止のための対策を講じる委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための委員会の設置

(身体拘束に関する事項)

第15条 事業者はサービスの提供にあたっては利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束やその他利用者の行動を制限する行為(以下、身体拘束という)を行わないものとする。

- 2 事業者はやむを得ず身体拘束を行う場合にはその状況及び時間、利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ること
- (2) 身体拘束の適正化のための指針を整備すること
- (3) 従業者に対して身体拘束等の適正化のための研修を定期的を開催すること

(従業者の就業環境の確保：パワハラ・セクハラ防止)

第16条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講ずるものとする

(相談・苦情対応)

第17条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定訪問介護等に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

- 2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年、総合事業については5年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 訪問介護員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次の通り設け、勤務体制の整備に努める。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 月1回
- 2 事業所は従業者に対し健康診断を定期的実施するとともに、事業所の設備及備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 5 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。
- 6 利用者に係る居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。
- 7 本規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人康成会と訪問介護ステーションそらまめ希中央の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

平成 22 年 2 月 17 日改訂

平成 23 年 4 月 1 日改訂

平成 24 年 4 月 1 日改訂

平成 26 年 10 月 10 日改訂

平成 27 年 8 月 1 日改訂

平成 27 年 11 月 20 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 8 月 1 日改訂

令和 2 年 11 月 1 日改訂

令和 3 年 12 月 21 日改訂

令和 6 年 1 月 22 日改訂

令和 6 年 6 月 1 日改訂